

AREA ITO FOOTBALL ACADEMY 規約

第1条（名称及び所在地）

本アカデミーは、AREA ITO FOOTBALL ACADEMY（以下当アカデミーという）と称し、一般社団法人伊都日本振興会が主催、監修、運営をし、本事務所を一般社団法人伊都日本振興会本店事務所（福岡県糸島市前原東2丁目4番20号）内に置きます。

第2条（目的）

当アカデミーは、特任コーチ制による一貫指導により、サッカー及び運動競技全般の技術の向上、普及及び健全な心身の育成を図り、サッカーを通して地域コミュニティーの再生、地域社会の活性化に寄与することを目的とします。

第3条（構成）

当アカデミーは、U-6（年少・年中・年長児）、U-12（小学校1・2・3・4・5・6年生）、U-15（中学校1・2・3年生）、の3種類のカテゴリーで構成し、カテゴリー単位での入会とし、カテゴリーが変わるごとに別に定める入会金、年会費、月会費を納入するものとします。

第4条（入会資格及び手続き）

当アカデミーに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当アカデミーが入会に適すると認めた者（以下会員という）とします。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記名押印し、提出することとします。

第5条（入会金、年会費等）

会員は、別に定める入会金、年会費、月会費を所定の期日迄に納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。年度途中での入会の場合の入会金、年会費についても、満額とします。また当アカデミーは年度会員制とします。

第6条（費用の支払い方法）

本規約に基づく費用等の支払い方法は、当アカデミーの指定する銀行の預金口座から一括または月々の引落により支払うものとします。会員は指定預金口座を開設のうえ、毎月残高不足がないように、引落日前日までに入金するものとします。

第7条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、アカデミー会場での諸規則に従うものとします。

第8条（活動期間）

当アカデミーの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。

第9条（届出事項の変更）

会員は、当アカデミーに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく当アカデミーに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため当アカデミーからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当アカデミーは一切責任を負わないものとします。

第10条（入会）

入会日は受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、会費等は日割り計算をせず、その月において満額とします。

第11条（退会）

会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月20日までに当アカデミーに退会届を提出し、当アカデミーの承認を得るものとします。退会を希望する月の前月20日までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月の月払い1回分満額を支払うものとします。

第12条（休会）

会員が1ヶ月以上連続して出席できないときは、休会できるものとします。所定の申請用紙により、休会を希望する月の前月20日までに当アカデミーに休会届を提出し、当アカデミーの承認を得るものとします。ただし、前月21日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月初回アカデミー開催予定日までに所定の届出用紙により当アカデミーに休会届を提出し、当アカデミーの承認を得るものとします。

第13条（復帰）

休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当アカデミーの承認を得るものとします。休会した会員が復帰した場合、復帰日より月会費満額支払うものとします。

第14条（継続）

継続は、同一カテゴリー内での継続とし、別カテゴリーへの継続については、新たに入会したものとします。会員が3月15日までに退会の意思表示をしない場合には継続する意思があるものとして、自動継続します。また、当然に年会費を納入するものとします。

第15条（保険）

アカデミー生は全員『スポーツ安全保険』に加入します。保険加入手続きは本アカデミーが行ない、加入料は年会費に含まれます。アカデミー活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険団体の保険の約定の範囲内で対処されます。アカデミー活動中及び往復途中の事故に対し、アカデミー、指導者は一切の責任を負わないものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険団体の約款通りとします。

第16条（負傷時の処置）

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当アカデミーが応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当アカデミーは責任を負わないものとします。

第17条（除名）

会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当アカデミーが会員として不適格と判断した者に対し、当アカデミーが会員を除名することができるものとします。

- ① 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
- ② アカデミーの名誉と品格を著しく毀損したとき
- ③ 年会費・諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき

第18条（休講・閉鎖）

当アカデミーは、天災地変、社会情勢の変化、その他当アカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第19条（免責）

会員は、当アカデミーにおける盗難、傷害その他の事故について、当アカデミーに対し何ら損害賠償を求めないし、当アカデミーは賠償しないものとします。

第20条（付則）

当アカデミーは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当アカデミーより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にアカデミーに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第21条（発効）

本規約は、令和2年4月1日より発効するものとします。